

入札監理小委員会における審議結果報告 「東京国際空港他 1 空港消防等業務」

国土交通省の「東京国際空港他 1 空港消防等業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

①事業概要及び目的

空港において、緊急事態の発生又はその恐れがある事態が発生した時に、国際民間航空機関（ICAO）の基準に基づいて行う消火救難及び救急医療活動を委託するもの。

②実施施設

東京国際空港、新潟空港

③事業期間

令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月

(2) 選定の経緯

これまで（一財）航空保安協会による一者応札が続いていたことから、平成 29 年に公共サービス改革基本方針に自主選定され、今回が市場化テスト 2 期目。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

第 629 回入札監理小委員会において、指摘があった論点は以下のとおり。

【指摘 1】業務説明会に 1 者しか来ない現状を改善すべき

【対応 1】航空保安協会以外で消火・救難業務を実施している全国の国管理空港以外の空港に参入しているすべての事業者（42 社）に対し呼びかけを実施。業務説明会の開催案内を送付するとともに、本事業に関するアンケートを同封し、27 社より回答を得た。

また、ホームページを通じて、事前説明会のアナウンスを行い、広報活動を積極的に実施してきた。

なお、参入希望者の入札参加の検討時間や人員・組織体制の検討時間を確保するため、例年 12 月に実施していた業務説明会（本事業を紹介する説明会）を 10 月に実施することとし、既に他空港で同種の事業に参入している事業者から 2 社、ホームページを閲覧した 1 社から業務説明会への参加希望があった。

【指摘 2】コンサルティング等を発注して、①徹底的なマーケティング調査、②有識者の意見を入れた事業構造の見直しを行ってほしい。

【対応 2】新型コロナウイルスの影響により、航空業界への打撃が大きく、国が

ら支援等を行った結果、実施機関の予算が大きく減り、調査に必要な予算を確保できなかったことから、自らアンケート等を行った。その結果、要員の訓練等の期間長くともってほしいという要望があり、業務実施体制に必要とする資格要件を受注時に有していない場合でも、履行開始までに全て取得できればよいと、実施要項を見直した（実施要項（P13））。

3. その他の修正変更について

(1) 時点修正

(2) 「H R E T型化学消防車」（高位置対応伸展型放水銃（High Reach Extendable Turret）を装備した空港用化学消防車両）の導入がされたことによる操作の資格要件を追加（（P2 1. 1. 4（1）①等））。

(3) 実施要項の記載内容が不明確であった部分の明確化

①認定書の有効期限が切れている場合の対応（P2 1. 1. 4（1））

②消防ホース、伸縮梯子、ロープ、空気呼吸器、救助用工具など消火救難機材の点検内容の明確化（P4 1. 1. 5（6））

等

4. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）について、変更等を求めるほどではないものの、各委員から以下のような意見表明がなされ、国土交通省から以下のように回答がなされた。

【論点1】アンケートの採り方がマクロ的であり、本事業のように特殊性があり、規模が大きく応札者が少ない場合は、競争性が働くよう応札できる者に対して、徹底的なヒアリングを行い、競争性が働くよう調査を今後してもらいたい。

【対応1】今後ご意見を踏まえて、適切な対応に努めてまいりたい。

【論点2】アンケート結果において、他空港の現契約における準備期間は、3ヶ月と回答があることから、現実施要項に記載のある準備期間よりも時間を要する事業者がいることが想定される。その場合は、丁寧にサポートするよう対応願いたい。

【対応2】今後、事業者に対して、丁寧なサポートに努めてまいりたい。

5. パブリックコメントの対応について

意見招請を令和3年10月7日から10月21日を実施したが4通18件の意見等が寄せられたが、実施要項（案）の実質的な修正に至る意見等はなかった。